所管部課		子ども未来部 子育て支援課		部長		志村 明	子		
件 名		東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則							
		について		区分	\bigcirc	1審議事項		2報告事項	
関係事項	条例 規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例							
	部課 機関								

1. 要旨

次の関係法令の改正に伴い、東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正するものである。

- ①「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布され、本規則において所得の範囲に規定されている「父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に関する規定の条番号が改正となった。
- ②「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が公布され、健康保険の被保険者証に係る規定が削除された。
- ③「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令」が公布され、対象者の要件等において準拠している児童扶養手当の所得制限基準額等に係る規定が改正された。

(1) 内容

- ①所得の範囲に関する規定(第11条)の改正
- ②医療証の交付申請に関する規定(第14条)の改正 被保険者証に関連する記載のある様式(第1号、第3号、第4号、第11号及び第12 号)の改正
- ③所得制限の金額等に関する別表(第3、第4及び第5)の改正
- (2) 施行日
 - ①公布の日
 - ②令和6年12月2日
 - ③令和7年 1月1日
- (3) 影響及び効果

法令に則った、適正な制度運営を図ることができる。

2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

総務課において審査済み。

- 3. 留意事項(問題点等)
- 4. 主管部処理案(検討結果等)

庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。

5. 審議結果